

不動産競売事件申立てに必要な添付書類・費用等一覧表

福井地方裁判所競売係

令和5年4月1日改訂

申立手数料 (収入印紙)	4,000円	担保権実行	担保権1個につき		
		強制競売	債務者1人又は債務名義1個につき (申立債権者複数の場合、申立債権者の請求債権の数)		
郵便切手	必要ありません。				
登録免許税	原則として、次の計算式により算出した額の収入印紙又は国庫金納付書・領収書 【請求金額(1,000円未満切捨て)×4÷1000=登録免許税額(100円未満切捨て)】				
	※請求金額とは、請求債権元金額、確定利息額及び確定損害金額の合計額です。 ※根抵当権の場合は、極度額と請求金額の低額の方を基準にします。				
予納金	60万円 ※1売却単位あたり	筆数が6筆～9筆の場合	80万円		
		筆数が10筆以上の場合	100万円(当係までお問い合わせください。)		
		二重開始事件	20万円(一律)		
※ただし、事案により予納金に不足が生じた場合には、追納が必要になります。					
◆ 添 付 書 類 ◆				原本	コピー
<input type="checkbox"/> 申立書	※A4版、横書、なるべく売却単位ごとに申立てをしてください。 ※根抵当権実行の場合、利息、損害金について年365日の日割計算特約を主張する場合は、その旨を明記してください。			1部	
<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 (全部事項証明書)	※申立前1か月以内のもの ※建物のみに対する申立ての場合、敷地の全部事項証明書も必要 ※土地のみに対する申立ての場合、地上建物の全部事項証明書も必要 ※土地、建物の全部事項証明書に最先順位の担保権設定時の所有者が記載されていない場合、閉鎖事項の登記事項証明書(登記簿謄本)も必要			1部	2部
<input type="checkbox"/> 公租公課証明書	※固定資産税や都市計画税等の税額等が記載された最新年度のもの			1部	2部
<input type="checkbox"/> 資格証明書等	※申立前1か月以内のもの ※申立債権者・債務者・所有者が法人である場合 ※債務者と所有者のものについてはコピーも必要 ※当事者が破産している場合、破産管財人証明書が必要(法人の場合は不要)			1部	2部
<input type="checkbox"/> 住民票	※申立前1か月以内のもの(ただし、個人番号(マイナンバー)の記載を省略したもの) ※申立債権者・債務者・所有者が個人である場合 ※登記簿上の住所等が現在の住所等と異なる場合、連続性を明らかにする資料が必要			1部	
<input type="checkbox"/> 意見書及び同意書	※競売係に備付用紙あり			1部	
<input type="checkbox"/> 現地案内図(住宅地図等)	※目的物件が明示(マーキング)されたもの			2部	
<input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条の地図及び 公図写し又は建物所在図写し	※土地又は建物のみに対する申立ての場合、地上建物又は敷地のものも必要 ※法務局備付の図面が存在しない場合、その旨の上申書(3部)をご提出ください。			1部	2部
<input type="checkbox"/> 建物間取図				1部	1部
<input type="checkbox"/> 不動産競売事件の進行に関する 照会書に対する回答書	※競売係に備付用紙あり			1部	2部
<input type="checkbox"/> 競売手続続行決定の申立書	※滞納処分庁による差押えが先行している場合			1部	
<input type="checkbox"/> 同意書	※抵当権の一部移転がなされており、代位日が令和2年4月1日以降のもの			1部	
◆ 目 録 ◆					
<input type="checkbox"/> 担保権・被担保債権・請求債権目録	担保権実行の場合			当事者数+3部	
<input type="checkbox"/> 請求債権目録	強制競売の場合			当事者数+3部	